

商店街における子育て支援事業について (商店街まちづくり事業)

<事業概要>

商店街等が地域の子どもを持つ家庭や商店街利用者等の安心・安全な生活環境の提供のための空き店舗等を活用した保育所等の子育て支援事業の取組みであって、ひいては商店街の活性化に効果のある事業を支援いたします。

<ポイント>

- ・商店街における歩行者通行量の改善に効果が見込まれる事業が対象。
- ・児童福祉法に規定する保育所や都道府県への設置届を義務付けられた施設等が対象。
- ・地域の行政機関からの要請に基づいて実施する事業であること。
- ・申請にあたり、①児童福祉法に規定する施設等の整備事業であることが確認できる書類(地方公共団体の採択通知等)が必要、②地域住民等に対するアンケート調査を行い、安心・安全な指標を設定し、補助終了後、5年間の測定が必須。(行政機関が実施)
- ・商店街組織と民間事業者の連名申請が可能。
- ・施設賃借料、光熱水費、人件費等のランニングコストは対象外。

<例>

児童福祉法に規定する保育所や保育施設を整備し、商店街と連携して園児に対する体験活動の機会の提供等を行うことにより、地域の子どもを持つ家庭が安心して生活できる環境を提供し、持続可能な商店街事業として確立していく。

また、園児送迎のついでに買い物をする保護者も多くなり、利用者の増加や商店街の活性化につながる。

(補助対象経費: 施設整備費、内装・設備・施工工事費、空き店舗改造費等)



商店街における御用聞き事業について (商店街まちづくり事業)

<事業概要>

商店街等が実施する地域住民である高齢者等の安心・安全な生活環境の提供のための移動販売車事業、宅配事業、店舗設置事業等の取組であって、ひいては商店街の活性化に効果のある事業を支援いたします。

<ポイント>

- ・商店街における歩行者通行量の改善に効果が見込まれる事業が対象。
- ・地域の行政機関からの要請に基づいて実施する事業であること。
- ・申請にあたり、地域住民等に対するアンケート調査を行い、安心・安全の指標を設定し、補助終了後5年間の測定が必須。(行政機関が実施)
- ・商店街組織と民間事業者の連名申請が可能。
- ・店舗等賃借料、光熱水費、アルバイト代等のランニングコストは対象外。

<例1>

ニーズの高い生鮮品・食料品の出張販売を実施するとともに、地域住民の利便性を配慮し、電話による注文を受け付け、次回販売時に持参するなどの対応により売上を伸ばし持続可能な新たな商店街事業として確立していく。

(補助対象経費:車両購入費、内装・設備・施工工事費)



<例2>

カタログから商品を選んでもらい、電話注文と携帯メール注文で希望日に届ける宅配業務と、荷物の持ち運びも手伝う送迎や買い物代行を行っている。商店街を含むエリア周辺を事業実施範囲として、商品1つからでも宅配を行い、どんな内容でも可能な範囲で支援するとともに、御用聞き役の役割も担っている。

(補助対象経費:車両購入費)



<例3>

自転車を利用して商店街で買った商品を自宅へ宅配するサービスを実施。宅配拠点は商店街の組合事務所を利用している。

(補助対象経費:車両購入費、内装・設備・施工工事費)



商店街における除雪対策事業について (商店街まちづくり事業)

<事業概要>

商店街等が実施する商店街利用者や地域住民が通行する商店街区の安心・安全な生活環境の提供のための街区内の除雪や融雪のための取り組みであって、ひいては商店街の活性化に効果のある事業を支援いたします。

<ポイント>

- ・商店街における歩行者通行量の改善に効果が見込まれる事業が対象。
- ・地域の行政機関からの要請に基づいて実施する事業であること。
- ・申請にあたり、地域住民等に対するアンケート調査等を行い、安心・安全の指標を設定し、補助終了後5年間の測定が必須。(行政機関が実施)
- ・燃料費、人件費等のランニングコストは対象外。

<例>

商店街区内の積雪を除雪するため、除雪機等の導入や街区内の歩道部の積雪を融雪するためのロードヒーティング施設を整備し、商店街利用者等の安全な歩行を確保し、商店街利用者の拡大を図る。

補助対象経費：除雪機購入費、格納庫、ロードヒーティング等の融雪施設・設備の整備費用



(除雪機)



(ロードヒーティング施設)

商店街における決済システム導入事業について (商店街まちづくり事業)

<事業概要>

商店街等が実施する商店街利用者の安心・安全な生活環境の提供のための高度なセキュリティ機能を有するICチップ付きクレジットカード等を利用した決済機能等の実現への取組みであって、商店街利用者の決済手段を多様化し、ひいては商店街の活性化に効果のある取組みを支援します。

<ポイント>

- ・商店街における歩行者通行量の改善に効果が見込まれる事業が対象。
- ・地域の行政機関からの要請に基づいて実施する事業であること。
- ・決済手段としてICチップ付きクレジットカード等を利用するものであること。
- ・申請にあたり、ICチップ付きクレジットカード等の利用可能店舗数、利用件数、付加サービス利用者数又は商店街利用者アンケートなどの調査等を行い、安心・安全な指標を設定し、補助終了後、5年間の測定が必須。
(行政機関が実施)
- ・通信料、手数料等のランニングコストは対象外。

<例1>

買い物に対する安心・安全な決済手段として、セキュリティ機能の高いICチップ付きクレジットカード等の利用を可能とすることにより、売上を伸ばし持続可能な新たな商店街事業として確立していく。

(補助対象経費:ICチップ対応型端末機、関連システム機器、施工工事費等)



<例2>

買い物に対する安心・安全な決済手段として、セキュリティ機能の高いICチップ付きクレジットカード等の利用を可能とし、併せて地域住民のボランティア活動やリサイクル活動等に対するコミュニティポイント等の地域ポイントに対する機能を付加して商店街で利用できるようにすることにより、売上を伸ばし持続可能な新たな商店街事業として確立していく。

(補助対象経費:ICチップ対応型端末機、関連システム機器、ポイントサービス機能構築費、施工工事費等)

<例3>

買い物に対する安心・安全な決済手段として、セキュリティ機能の高いICチップ付きクレジットカード等の利用を可能とし、併せて利用者に対する商品情報や防災情報、緊急時における家族への緊急連絡などの情報提供機能等を付加することにより、売上を伸ばし持続可能な新たな商店街事業として確立していく。

(補助対象経費:ICチップ対応型端末機、関連システム機器、情報提供機能構築費、施工工事費等)